保険証などが 8月1日 新しくなります

高齢者医療の自己負担割合は、被保険者自身やその世帯の所得などに応 じて、後期高齢者(75歳以上)が「3割」または「1割」、前期高齢者(70 ~74歳)が「3割」または「2割」と、被保険者ごとに異なります。 このため、毎年、所得が確定するこの時期に、保険証や受給者証などの 更新が行われます。現在ご利用の保険証や受給者証などの有効期限を、今 一度、ご確認ください。

後期高齢者医療制度

▶新しい保険証を郵送

岐阜県後期高齢者医療広域連合は、後期 高齢者医療制度の新しい保険証(薄い緑 色)を、7月中旬に簡易書留で郵送します。

また、市県民税非課税世帯の人には、入 院時の食事代が減額され、窓口での支払い が所得に応じた負担限度額までとなる「限 度額適用・標準負担額減額認定証」も同封

申請書が同封されている人は、必要事項

00000000 縣 広域 太田

今年は薄い緑色

を記入し、押印のうえ、同封の返信用封筒で返信してください。 ※窓口での申請は混雑が想定されますので、返信用封筒をご利用ください。

▶保険料額決定(変更)通知書を郵送

平成29年中の所得額が確定したことにより、平成30年度の後期高 齢者医療保険料額が決定しました。

保険料額決定(変更)通知書を7月中旬に郵送(6月以降に被保険 者になった人には、8月以降に順次送付)します。同通知書には、 保険料額や納付方法が記載されていますので、ご確認ください。

保険料は、被保険者が等しく負担する「均等割額」と、所得に応 じて負担する「所得割額」の合計で、個人ごとに決められます。今 年度の保険料の算定は次のとおりです。なお、均等割額は、世帯の 所得や被保険者数などで、2~9割軽減されます。

保険料 限度額62万円 (年額)

均等割額 41,214円

所得割額 +所得×所得割率7.75%

所得=総所得金額等-33万円(基礎控除額)

問合せ 窓口サービス課福祉医療·後期医療グループ(**☎**47-8140)

国民年金の加入者で、保険料を納めるのが困難 な場合は、申請によって、「全額」「4分の3」「半 額」「4分の1」の免除、若年者納付猶予、学生納付 特例の制度を利用することができます。ただし、 いずれの制度も所得審査があります。

また、部分免除の場合、承認後の保険料が納付 されないと、免除は無効になり未納期間となりま すので必ず納めてください。

詳しくは、お近くの申請窓口でお尋ねくださ

- ▶申請窓口/窓口サービス課、各地域事務所、各市民 サービスセンター、大垣年金事務所など
- ▶持ち物/運転免許証など本人確認ができるもの、個 人番号または基礎年金番号の分かるもの、雇用保険 受給資格者証または雇用保険被保険 者離職票(失業中の人)
- ▶問合せ/窓口サービス課国民年金グ ループ (四47-8129) または大垣年 金事務所(278-5166)へ



国民健康保険

▶70歳から74歳の加入者に新しい高齢受給者証を郵送

市は、70歳から74歳までの国民健康保険の加入者に、新しい高齢 受給者証を、7月中旬に郵送します。負担割合は「3割」または「2 割」になりますが、昭和19年4月1日以前生まれの加入者で「2割」 の対象者は、特例措置で「1割」となります。

▶限度額適用認定証などの更新手続き ~8月1日から~

医療費が高額になった場合、窓口での支払いが自己負担限度額ま でとなる限度額適用認定証。その有効期限は7月31日までです。引 き続き認定証が必要な人は、8月1日以降の平日に、印鑑・保険 証・現在の認定証・マイナンバーが分かるものを持参し、窓口サー ビス課・各地域事務所・各市民サービスセンターで手続きしてくだ さい。保険料の未納がある場合は更新することができません。

また、入院時食事代(一食460円)が減額される標準負担額減額 認定証の有効期限も、7月31日までです。限度額適用認定証と同様 に更新手続きをしてください。

なお、平成30年8月1日以降、高齢受給者証の割合が「3割」の 人で、住民税課税所得が690万円未満の人は限度額適用認定証の発 行が可能ですので、必要な人は手続きをしてください。

問合せ 窓口サービス課国民健康保険グループ(**☎**47-8132)

市老人医療費助成(垣老)

▶70~74歳対象者に更新申請書などを郵送

市は、市老人医療費助成制度(垣老)の70~74歳対象者に、新しい 受給者証交付のための更新申請書を、7月20日頃に郵送します。対 象となるのは、高齢受給者証の負担割合が「2割」の人です。

更新の手続きは、ご加入の保険によって異なります。

■国民健康保険に加入の人

受給者証と一緒に更新申請書を郵送しますので、必要事項を記入 し、押印のうえ、同封の返信用封筒で返信してください。

■健康保険協会、共済組合など国民健康保険以外に加入の人 更新申請書を郵送しますので、必要事項を記入し、押印のうえ、 健康保険証と高齢受給者証のコピーを添付して、同封の返信用封 筒で返信してください。市老人医療費助成制度(垣老)の受給者証 は、高齢受給者証のコピーで負担割合を確認後、郵送します。 ※窓口での申請は混雑が想定されますので、返信用封筒をご利用ください。

問合せ 窓口サービス課福祉医療·後期医療グループ(☎47-8140)

介護保険負担割合証を更新します

要介護・要支援の認定を受けている人、介護予防・日常生活支 援総合事業を利用している人に交付している「介護保険負担割合 証」の有効期限は、7月31日までです。

新しい同証を7月下旬に送付しますので、8月1日以降に介護 保険サービスを利用する場合には、被保険者証と新しい負担割合 証を2枚一緒に介護保険サービス事業所などへご提示ください。

なお、利用者負担割合は前年の所得によって決定しますが、平 成30年8月1日から、新たに3割負担が追加されます(利用者負 担割合が2割の人の中で特に所得が高い人が対象)。

詳しくは、高齢介護課介護給付グループ(☎47-7406)へ。



65歳以上で、本人の「合計所得金額」 が220万円以上であり、「年金収入+その 他の合計所得金額」が単身で340万円以 上または、65歳以上の人が2人以上いる 世帯で463万円以上である人。